

農産物検査規格検討会（第2回）

農産物検査規格検討会（第2回）

日時： 令和元年11月25日（月）

会場： 農林水産省第2特別会議室

時間： 午後3時00分～午後4時48分

議事次第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 事
 - (1) 農産物検査規格の見直しについて
 - (2) その他
- 4 閉 会

配付資料

議事次第

農産物検査規格検討会委員名簿

農産物検査規格検討会（第2回）【座席表】

資料 農産物検査規格に関する検討参考資料

出席委員

座 長	大 坪 研 一	新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科特任教授
委 員	梅 本 典 夫	全国主食集荷協同組合連合会会長
委 員	江 渡 浩	一般財団法人日本穀物検定協会理事
委 員	荻 島 雅 洋	一般財団法人全国瑞穂食糧検査協会常務理事
委 員	金 子 真 人	株式会社金子商店代表取締役社長

委	員	栗原竜也	全国農業協同組合連合会米穀生産集荷対策部部长
委	員	郡司和久	木徳神糧株式会社執行役員、米穀事業生産部門部門長
委	員	齋藤一志	公益社団法人日本農業法人協会副会長
委	員	高木賢	弁護士、公立大学法人高崎経済大学理事長
委	員	夏目智子	特定非営利活動法人ふぁみりあネット理事長
委	員	横田修一	全国稲作経営者会議青年部顧問

午後3時00分 開会

○検査物課課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから第2回農産物検査規格検討会を開催させていただきます。

開催に当たりまして、天羽政策統括官から一言ごあいさつ申し上げます。

○天羽政策統括官 政策統括官の天羽でございます。今日は第2回農産物検査規格検討会ということで、委員の先生方、お忙しいところ御足労いただきまして誠にありがとうございます。

また、事務局から説明がありますが、今回は第1回の議論も踏まえまして、異種穀粒、フレコン、着色粒・胴割粒につきまして、それぞれ議論を深めることができるとありがたいと考えておりますので、何卒、それぞれの委員のお立場から、闊達な御議論をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○検査物課課長補佐 恐れ入りますが、カメラ撮りにつきましては、ここまでとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

配付資料一覧でございますように、議事次第、委員名簿、座席表、資料を配付しております。不足などございましたら、会議の途中でも結構ですので、事務局にお申しつけください。

次に、委員の出席状況についてですが、11名全ての委員に出席いただいております。よろしくお願いいたします。

出席委員及び農林水産省の出席者につきましては、座席表で御確認くださいようお願いいたします。

本検討会は公開で行います。事前に本日の傍聴を希望される方を公募しまして、約30名の方が傍聴されております。

ここからは、本検討会の座長であります大坪委員に議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○大坪座長 それでは、これからは私が進行させていただきます。次第に従って進めさせていただきます。

まず、事務局から資料に基づいて御説明をいただきまして、その後、委員の皆様から項目ごとに御意見を伺いたいと思います。

委員各位、それから事務局におかれましては、効率よく議事を進められますよう円滑な進行に御協力をいただきたく存じます。よろしくお願いいたします。

まずは、事務局から資料、農産物検査規格に関する検討参考資料の御説明をお願いいたします。

○上原米麦流通加工対策室長 それでは事務局のほうから、資料を御説明させていただきます。資料は1種類、農産物検査規格に関する検討参考資料でございます。

1ページをお開きください。まず、前回の御議論の振り返りをさせていただきたいと思います。前回、それぞれ項目ごとにいただいた御意見を整理させていただいております。

まず1ページでございます。異種穀粒に関する御意見ということでございます。齋藤委員の方から、平成15年から1粒も見ることがないという御意見、3つを一つにまとめても何ら問題はないのではないか。この機会にぜひ見直しをとという御意見をいただいております。

そして、2ページをご覧ください。フレコンの規格に関する御意見でございます。ホワイト物流が叫ばれている中で、国としてのフレコン規格というものも統一をしていくということも、いろいろな形でコストが下げられて、寄与できるのではないかとという御意見をいただいております。また、団体の方から、このようなフレコンの規格につきまして、今検討しているところだということで、あらゆる整理をしていかななくてはいけないという御意見をいただいております。

3ページを御覧ください。3ページと4ページ、2ページにまたがっておりますが、着色粒に関する御意見を伺っております。温暖化などの影響かと思いますが、相当広い範囲でカメムシが発生しているという御意見。そして、4つ目のところでは、着色粒の基準を緩和してしまうと、機械ではきれいに取れなくなってしまうという御意見。あるいは、また下から3つ目では、今カメムシの被害が大分拡大傾向にあるという御意見。

そして、4ページ御覧いただきますと、消費者の観点では、食味、健康にどのような影響があるのかなどについても、啓発ということもあまりなされてこなかったのではないかとという御意見。あるいは農薬の多用に関する消費者の心配があるという御意見。あるいは、下から4つ目あたりでございますが、先ほどのようなカメムシの発生増大ということなどの意見をもとに、生産段階でもかなり大きな負担になっているのではないかとという御意見を伺っております。

それから5ページを御覧ください。胴割粒に関する御意見を伺っております。胴割粒について一定の割合を決めておくのは妥当と考えられると。あるいは、胴割粒については、生産現場での管理不足というのがかなり明確に結果として出るということ。あるいは4つ目の丸のところ、業務用のユーザーや一般の消費者に対しまして、非常に影響を与える項目だという御意見。その次でございますと、努力や意識で何とかカバーをしていかなければいけないという御

意見の他に、胴割粒について規格化をしていくということは、農家に対して正しいメッセージを発信していけることになるのではないかという御意見。そして、最後でございますが、来年から導入される穀粒判別器で様々なデータを集めて、またさらに検討していくということが良いのではないかという御意見をいただいております。

そして6ページを御覧ください。全般的な事項に関する御意見といたしますと、検査機関に過度な負担をかけないように、慎重に対応してほしいという御意見。データの積み上げをもって見直していくことが非常に重要だという御意見。穀粒判別器が活用されることによって、定量的なデータが今後はある程度蓄積をされる。データに基づいた様々な規格項目などの議論というのできるようになるのではないかという御意見。そして、最終消費者のことを考えたときには、厳しくしていくべき規格であるという御意見。また、過去その規格を決めたときの定義を、どのように決めたのかという経緯、そのものに対する振り返り、そういうことの共通認識を持った中で検討を進めていく必要があるということ。農産物の検査精度も上がってきていますし、流通段階での色彩選別機、そういうものの精度も上がっているという御意見。そして最後でございますが、規格ができた過去の経緯などを踏まえて、データに基づいて変更していくという御意見をいただいております。

7ページをご覧ください。座長のほうから、前回検討会で今後の進め方について整理をいただいております。まず異種穀粒でございますが、3区分の維持の必要があまりないのではないかという御意見を踏まえ、今回は、今回でございますが、異種穀粒の規格について委員から御意見を、御議論をいただきたいということをお願いしております。

フレコンの規格につきましては、具体的なスペックについての議論が必要だということで、整理ができた段階で検討を行うということで整理をいただいております。今回、まだ具体的な規格というところまで至っておりませんが、規格制定に当たり、重視すべき項目などについて御意見を伺ってまいりたいと思っております。

そして着色粒・胴割粒でございます。それぞれ同様の内容で整理をいただいております。令和2年度より、穀粒判別器の活用が開始をされると、データが蓄積をされてまいりますので、それを踏まえて着色粒について、あるいは胴割粒について改めて議論いただくということ。そして、次回以降、こういった胴割粒、着色粒につきましても、新たなデータを踏まえながら、委員の皆様で御議論いただくということで整理をいただいていたところでございます。

それでは、それぞれの項目について御説明をさせていただきたいと思っております。8ページ、御覧ください。異種穀粒に関する資料でございます。

まず9ページを御覧いただきたいと思います。現行規格の変遷について整理をさせていただいております。一番下側でございますが、昭和63年までの規格はどうだったのかということに記載しております。

赤枠の中が異種穀粒でございますが、当時は「もみ」、それから「もみを除いたもの」という2つの種類でございました。これが平成元年の見直しにおきまして、麦が追加をされたということでございます。水準でございますが、1等でございますと上限が、もみ0.3%、麦0.1%、もみ及び麦を除いたものが0.3%という水準でございました。

そして、平成13年の見直しにおきまして、これも水準は先ほど申し上げたものと変わっておりませんが、「等外」が外れた。そして「容積重」が外れたという見直しがなされてございます。

10ページを御覧ください。先ほど御説明しましたように、平成元年の見直しにおきまして、麦が追加をされたということでございますが、その規格変更の理由について紐解いてまいりました。農産物検査とくほんを見てまいりますと、このようなことが記載をされております。近年、転作作物として麦の栽培が拡大をされたと。そして、米と麦で収穫機、乾燥機、施設などを共用する場合があります、米に麦が混入したものが見受けられることが実需者から指摘をされていた。麦は大型とう精工場のような色彩選別機が設置されている場合は除去することができるが、これらの設備がないところでは除去することが困難であり、実需者はその混入防止を強く求められていたという背景があったということでございます。

そして11ページを御覧ください。当時から、平成元年当時から30年以上経過をしたところでございますが、現在の異種穀粒の格落割合について見てまいりますと、前回、御紹介をした資料でございますが、左下に異種穀粒の格落率の推移、掲載をさせていただいております。前回、御説明しましたとおり、現在、格落率0.3%程度でございますが、しかも年々減少しているというのが異種穀粒の推移でございます。

12ページを御覧ください。前回の御議論によりまして異種穀粒、今回検討いただくということに整理をいただいたことから、この異種穀粒についての調査を行ってまいりました。異種穀粒の中で3区分ございますが、それぞれの格落ち、どれ位のウェートを占めているのかということ調べております。全農様、全集連様、そして穀物検定協会様の御協力をいただき、調査を実施しております。

下側の枠の中でございますが、調査対象都道府県ということで、異種穀粒の格落数量が多い上位10県ということで、記載の10県に対して調査をしております。この10県で異種穀粒全体の

約56%をカバーしてございます。調査対象でございますが、全農系の登録検査機関につきましては、それぞれの対象県内のうち、異種穀粒の格落数量が多い検査機関3つ以上を御選定いただき、調査をいただいております。全集連系については、対象県内の登録機関12機関に対して調査を行っていただいております。穀検の機関につきましても、対象県内の登録検査機関7機関に調査をいただいております。

13ページを御覧ください。その結果を記載させていただいております。赤の枠内で記載をした部分でございますが、異種穀粒の中で、もみの混入を理由として格落ちがなされた割合は86.3%でございました。そして麦を理由として格落ちをした数量はゼロ%でございます。そしてその他でございますが、もみ及び麦を除いたもの、これは例えば精米、あるいはうるちの中にもちが入っている等でございますが、これが13.7%であったということでございます。

なお、赤枠のさらに右側を御覧いただきたいと思っております。区分別数量の整理をしていない機関というのもございました。これは区分別の数量を把握することが義務になっておりませんので、その数量がなくても法令違反ではございませんが、若干数量が分からない機関があったということでございます。これらの機関に対しましては、14ページに記載をさせていただきましたが、傾向についてヒアリングをさせていただいております。

そのヒアリングの結果でございますが、まず麦の混入につきましては、機械の性能がよくなっていること、あるいは意識と取り組みの向上がなされていることから発生していないという御意見。あるいは麦の混入は現在のところ確認をしていないと、あるいは麦の混入で格落ちはなかった、麦混入はあまり聞いたことがないなど、麦は入っていないという、先ほどの傾向と合致したものでございます。

また、麦以外の混入につきまして、もみ混入及びうるち米へのもち混入がほとんどであるということございまして、もみの混入、先ほどのデータで9割を占めておりましたが、「もみ」「麦」「その他」の「ところでありまして、もちの混入があるということ。そして概ねもみ混入で、続いて精米の混入が数%という御意見。わずかに精米の混入があるという御意見でございました。

その他の御意見といたしましては、3区分を一本化しても支障はないというお考えの御意見。3区分を統合するのは異論がないという御意見がございました。

15ページを御覧ください。先ほど申し上げましたとおり、異種穀粒の中でもみが9割、麦はゼロ、その他については1割程度の混入があるということございまして、麦の混入が少ないという背景を調べてまいりました。一つでございますが、麦の乾燥の大規模調製施設の利用

率を、青色のグラフで掲載をしております。規格制定当時、平成元年では麦の乾燥の中で6割が共同乾燥利用施設を利用されていると。ライスセンター、カントリーエレベーターなどが使われているということですが、現在は8割まで向上しているということですが、麦がお米の中に入っていない理由として考えられると思っております。

そして16ページ、御覧ください。籾摺機の変遷でございます。まず、1970年代までは、万石式と呼ばれているものがかなり使われていたということですが、これは網目の上に玄米を通すことで、小さい玄米は網目を通り、もみや麦と選別をされていたということですが、小さなもみ、あるいは麦は通ってしまうため、混入防止能力としてはやや劣るというものでございました。

回転式が入ったことによりまして、円筒形の筒の中で、玄米がちょうど入るくぼみのある円筒を回転させるという、それで選別をするというものでございますが、もみは比較的とれるということらしいのですが、麦につきましては混入がなかなか防止できないという課題があったと伺っております。

そして現在、85%の普及率に至っておりますのが、揺動式というものでございまして、これは大きさだけではなく、比重、それから摩擦係数の違いを生かして、もみ・麦と玄米を区別できるということですので、もみの混入防止、麦の混入防止の能力が高いと伺っております。この様な時代の背景が一つあるのではないかと思っております。

また17ページ、御覧ください。色彩選別機の変遷について記載をさせていただいております。まず昭和48年当時でございますが、これはまだカメラというよりはダイオードでございまして、フォトダイオードによって選別をされた。精度について1ピクセルという水準でございましたが、これが平成7年ごろから256ピクセルという精度に上がってきたということですが、また、その後、CCDセンサが入り、平成17年からは近赤外線NIRセンサが入り、そして現在はCCDセンサ、フルカラーのセンサが入り、現在、高性能の選別ができるということでございます。

このような今の技術の変遷、そして麦の混入率がほぼないということ踏まえまして、異種穀粒の統合規格案について、18ページにお示しをさせていただきました。上が、枠内に書かせていただいておりますが、異種穀粒の格落率は減少傾向にあり、現在は全体の0.3%でございます。これは籾摺機、それから大規模乾燥調製施設に係る技術の発達・普及によるものと考えられます。また、登録検査機関の御協力のもと、異種穀粒の3区分の格落数を調査してまいったところ、もみの混入を理由とするものが約9割、麦の混入を理由とするものはなく、もみ

及び麦を除いたものの混入による格落ちが約1割でございました。

このように、異種穀粒に麦を追加してまいりました平成元年当時とは異なり、技術の発達に伴いまして、現在では麦の混入も極めて少ないという状況でございます。また、もみ自体も混入しにくくなっているということでございますので、現在の3区分を統合させていただき、その水準としては、現行規格のもみと麦の合計値により設定することでどうかと考えております。

続きまして、19ページを御説明申し上げます。フレコンについての御説明でございます。前回、委員の方から農産物検査規格にフレコンを取り上げてはどうかという御意見をいただきました。初めて本検討会の中でフレコンの話をしていただきますので、背景などについても御説明をさせていただきたいと思っております。

20ページでございます。米の物流の現状についてでございますが、現在、ホワイト物流ということがよく叫ばれておりますが、トラックドライバーの不足が深刻化をしております。その中で重量物である米の紙袋での流通は手荷役が多く発生するということが、敬遠される傾向にあるということでございます。下の左側に、玄米の物流の課題を書かせていただいておりますが、トラックドライバーが敬遠される中で、フレコンの形態での流通につきましては、紙袋で流通する場合に比べまして手荷役が少ないということが知られております。ただ、現在のフレコンの利用率、普及率は約4割にとどまっているということで、まだまだ普及をしていかなければいけないということでございます。

21ページ、御覧ください。玄米物流の状況につきまして、少しイメージでわかるように整理をさせていただいております。まず、お米の流通につきまして、13トントラックで主に流通をしているということでございますが、大体、紙袋であれば400袋に上るということでございます。これをフレコンにすると、ドライバーの負担は大きく軽減をされるということでございます。

22ページを御覧ください。先ほど少し申し上げましたが、農産物検査を受検されているときの荷姿、これを見てまいりますと、ばら流通のフレコンの形態が約4割。紙袋が約6割という割合を占めてございます。年々フレコンの形態が増加をしておりますが、まだまだ推進をしなければいけないのではないかと考えております。

23ページ、御覧ください。フレコンというのが物流合理化に向けて非常に重要なものではございますが、この流通しているフレコンの規格ですとかサイズ、量目などがございますが、複数存在をしているというのが現状でございます。丸い形のもの、四角い形のもの、量目についても多様なものがあるということございまして、このあたりの規格を収れんさせる必要があ

るのではないかと御意見をいただいているところでございます。

24ページを御覧ください。玄米物流の現状について、図示をしたものでございます。例えば一番上がカントリーエレベーターからの流通でございますが、フレコンの形で流通されるもの、紙袋でも下にちょっとパレットの絵が書かれておりますが、パレットに載せて流通しているもの、パレットにも載せないで、個々ばらばらに流通をされているものがございます。これについては産地倉庫から卸に運ばれるものも同様でございますが、この紙袋での流通というのを、全てということではございませんが、フレコンに切り替えていくことで大きな効果があるのではないかと考えております。

25ページを御覧ください。それを整理した表でございます。一番上側、「パレット（紙袋）」というところでございますが、紙袋でパレットも使わずに流通しているというところでございますが、農家から産地、産地から輸送、輸送から卸、それぞれの段階で紙袋の積替えが発生するというところでございまして、かなりの負担になるというところでございます。

これがレンタルパレットなどを使うことで、少し積替えの回数が減ってまいります、フレコンになってまいりますと大幅に削減ができるというところでございます。いろいろな方にご意見を伺いますと、「フレコン規格を収れんさせるメリット」というところでございますが、農家の段階では調達コストが下がる。あるいは安定するフレコンでございますと、安全性が向上する。産地段階でフレコンの在庫が融通できる、産地間連携がしやすいといった御意見がございます。また、輸送段階では作業性・安全性が向上する、配送管理がしやすい。卸の方では、ブレンドの調整や在庫管理が容易になる。作業性・安全性が向上するといった御意見を伺っております。

今回、規格検討会にて御意見を伺うわけでございますが、よろしければ下側に「ご意見を伺いたい事項」として、3つ書かせていただいております。フレコンの規格について収れんさせることはメリットがあると考えられますが、どのようにお考えか。第1回の検討会で御提案をいただいた農産物検査規格にフレコンを推奨規格として緩やかに位置づけるような場合、どのような項目が重要か。その他の留意点は何かという項目でございます。

参考として、26ページから28ページまでは、現行の農産物規格における紙袋についての規程を掲載させていただいております。紙袋につきましては、第1種紙袋から第4種紙袋まで、袋の閉じ方、量目などによって異なるものを定めているほか、その他の紙袋も使用できるという緩やかな規定になってございます。

その他の場合でございますが、28ページに記載をいたしておりますが、農産物検査におきま

して脱漏のおそれがないかどうか。あるいは検査に耐えられる、検査を実施するための荷役に耐えられるものであるかなどの確認をさせていただき、また1種紙袋から第4種紙袋以外の紙袋についても御使用いただけることになっているわけでございます。

最後の項目でございます。30ページ、着色粒・胴割粒に関する御説明をさせていただきます。

まず、31ページでございます。着色粒についての御説明でございます。着色粒について、まずいろいろな種類の着色粒があるということで御紹介をしたいと思います。一番写真の左側、斑点米カメムシ類による着色粒。それから真ん中はイネシンガレセンチュウによるもの、そして一番右側は、お米の収穫後、乾燥する前までの保管時に発酵してしまうということによる着色粒でございます。この一番左側の斑点米カメムシ類によるものが約9割を占めるということでございます。

32ページを御覧ください。第1回の検討会でも御説明をさせていただきましたが、この下側にグラフがございますが、着色粒全体の棒グラフの中で、斑点米カメムシ類による発生したものが、緑色の棒グラフでございます。全体の約9割を占めるということでございます。

そして33ページを御覧ください。これも前回、御説明をした資料でございますが、生産段階、精米事業者の段階、それぞれで斑点米カメムシ類の防除、あるいは着色粒の除去に努めていらっしゃるということを図示しております。生産者の段階では畦畔の除草、農薬の散布、そして色彩選別機などによります着色粒の除去に努めて出荷をされていらっしゃる。精米事業者の方も、色彩選別機によって着色粒の除去に努めていらっしゃるということでございます。

34ページを御覧ください。前回、委員の方からカメムシ類の発生が増えているという御意見も伺いました。データを調べたところ、東北でこの斑点米カメムシ類の発生面積は増加傾向になっているということでございます。温暖化の影響なども考えられるわけでございますが、東北で増加の傾向が見られているということでございます。それをグラフにしたのが35ページでございます。

36ページを御覧ください。斑点米カメムシ類の防除面積を調べてまいりますと、各ブロックともに横ばいになっているということでございます。

38ページを御覧ください。農産物検査における着色粒を理由とする格落率を見てまいります。これも横ばいになっているのではないかとと思われるところでございます。これがどういう理由なのかということにつきましても、御意見を伺いたいと思っておりますし、また後ほど御説明いたしますが、調査もしてまいりたいと思っております。

40ページを御覧ください。胴割粒について、御説明をいたします。まず、左側でございます

が、胴割粒の定義でございます。農産物検査規格に関する基本要領に書かれているものでございますが、「胚乳部に亀裂のある粒をいう」ということで、その基準について5通りでございます。横1条の亀裂があるものなど、5項目あるということでございます。また、右側に胴割粒の発生メカニズム、そしてその防止方法につきまして、農研機構のプレスリリースより引用をさせていただいております。そういう意味では生産段階の努力で防げるところもかなりあるかと思っております。

41ページには、胴割粒の格落割合の推移を記載しております。いずれの地方も年によって変動はございますが、横ばいと思っております。

そして最後のページ、43ページを御覧ください。着色粒・胴割粒に関する調査を行ってまいりたいということで、考えてございます。前回、第1回検討会におきまして、座長整理のもとで穀粒判別器から得られるデータなど、データを踏まえながら議論を進めるということが、整理をいただいております。このことから、このデータの収集をしていくということを行ってまいりたいと考えております。

2番に調査方法ということを書かせていただきました。穀物課が関係団体の協力を得て、書面調査、対面調査、現地調査を実施してまいりたいと考えております。

調査の内容でございますが、産地、生産者に対しましては着色粒・胴割粒の発生防止に関する取り組み、それに要するコスト。そして着色粒の除去に関する取り組み、それに要するコストなど。

実需者に対しましては、着色粒の除去に関する取り組み、それに要するコスト。そして着色粒の除去水準。そして胴割粒による精米歩留まりの低下、精米品質の低下の度合い。着色粒・胴割粒による消費者からのクレーム対応に要する手間、そしてブランドへの影響などについて伺ってまいります。

また、消費者に対しましては、着色粒・胴割粒が混入した米穀に対する考え。生産者・実需者の着色粒・胴割粒発生防止・除去に対する取り組みへの考えなどにつきまして、伺ってまいりたいと考えております。なお、各項目につきまして、規格制定時と現在の変化の把握に努められるように努力してまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、1、第1回検討会での主な御意見。2、異種穀粒の検討。3、フレコンの推奨規格の検討。4、着色粒・胴割粒の検討の4つの項目ごとに区切りまして、

御検討いただきたいと思います。

まずは、最初に御説明いただきました第1回検討会での主な御意見につきまして、事前に御確認はいただいているわけですが、この場におきまして委員の皆様から御意見など、いかがでございましょうか。

特にないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に進ませていただきます。

2番目の異種穀粒の検討についてです。ただいま令和元年の10月から11月まで、関係団体の御協力のもとで、穀物課の方で詳細な検討をされたデータもお示しいただきました。そういったことで、異種穀粒の検討につきまして、御意見、御質問をいただければと思います。また、この資料の18ページ、ここに統合規格案が示されております。この案につきましても、御意見等があればお願いいたします。これは大変、今日重要な問題ですので、委員の皆様お一人ずつ御意見を賜りたいと思います。

それでは、梅本委員からよろしくをお願いいたします。

○梅本委員 梅本です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、異種穀粒について、前回統一してもいいだろうということについては、私も同感です。東北で、データからいうと着色粒の原因による等級落ちというのは多いのですが、毎月鑑定会をやっている中で、規格外という項目が常に30点ほどの試料の中で2点ぐらい入れます。これの理由というのが、ほとんど着色粒を数個入れたところでの格落ちというのが一つ課題に上がってしまっていて、現場で最初に見るのが着色粒の有無。これが、流通段階でかなりシビアに取り上げられるところから、どうしてもそこがポイントになってくるのですが、それ以外の理由のもみ混というの、現状はそれほど多くない。ほとんどもみ混入というのはないに等しいと思います。

ですから、こういったデータにあるように、麦についてはほとんど地域が決まっているのと、作業の形態が昔とは違うので、基本的にはもみ混入とか麦についての異種穀粒というよりは、どちらかというとかメ着色がほとんど理由になっていると思います。

総合的に、前回いろいろな御意見を伺ってしまして、この18ページにまとめられた異種穀粒について、1等から3等までの規格の数字、0.4%、0.8%、1.7%というのは、これが果たしていいかどうかは別にして、この程度の分類を一つの基準に設けるということは適当だろうと考えます。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。着色粒の方が大きな問題になっておりまして、異種穀粒は非常に少ないということで、この統合規格案の方に賛成いただいているということでございます。ありがとうございました。

続きまして江渡委員、いかがでございましょうか。

○江渡委員 私の方から1回目の検討会におきまして、いろいろなデータですとか、あるいは過去の規格の設定の経緯等をよくお調べの上、検討してはいかがというお話を申し上げました。今、事務局の方からデータ、それから業界のいろいろなアンケート等を御説明いただき、なおかつ最近のいろいろな技術の向上なども紹介いただいたということで、実際に麦などについて混入しているものが少ない、あるいは全くないという状況でありますので、その規格を一本化するということに関しまして異存はございません。

また、この18ページの規格の案の混入水準であります。もみと麦の数値を足し上げたものという御説明であります。実際、この水準であれば、現在の混入水準からしましても、現状とほとんど変わらないといった状況ではないかなと思っておりますので、その混入水準というものは概ね妥当ではないかと思っております。

○大坪座長 ありがとうございます。第1回で御意見をいただきました過去の経過を踏まえて、そして事務局の方でしっかり調査されて、それを踏まえての御提案ということで、御賛成をいただいているということでございます。ありがとうございました。

それでは荻島委員、お願いいたします。

○荻島委員 荻島でございます。よろしく申し上げます。

今、江渡委員の方から、過去の経緯を踏まえてというお話があった中で、先ほど事務局の方から麦については当時の農産物検査とくほんの記述等から、当時はなかなか除去できなかった。あるいは、いろいろなところでコンタミが、機械等の中であったというようなお話がある中で、現在の技術ではコンタミも減っているし、除去もできるということですので、これについては区分廃止というのは妥当なものだと思います。

あと、もみについては、検査規格の発足、26年当時から入っていたということで、そういう意味では事務局の方も調べいただいたのですが、なかなかその経緯とかいうのは分からない部分はあると思うのですが、恐らく、もみというのは、とう精すれば精米になってしまうものなので、それと草の実のような異物に近いような異種穀粒とは分けておくという意味だったのではないかと思うところです。近年これも非常に少なくなっているということですので、そういった意味では区分する必要がないのではないかということについては、よろしいのでは

ないかと思えます。ただ、水準の問題については、この区分を廃止したことによって、例えば特定のものの水準が甘くなるというようなことがあってはいけないということもありますので、生産・実需双方の事情を踏まえて議論をされるべきものだろうと思っております。

ただ、先ほど18ページに出していただいた案につきましては、どちらに偏るということもなく、非常に工夫されているものだと思いますので、これをベースに検討が行われれば良いのではないかと思っております。

○大坪座長 ありがとうございます。過去のことも踏まえて、今は技術が進歩しているということで、また今回いただいた御提案につきましては、消費・生産どちらに偏ることもなく、妥当な数字であるということで御賛同いただきました。ありがとうございます。

では金子委員、いかがでしょうか。

○金子委員 私も結論から言うと賛成でございます。

実際に麦が入っているかというのと、1年、2年間通しても1粒見たことあるかどうかという程度です。毎日精米していても、その位の程度です。ここで調べいただいたように、14ページの麦以外の混入について、もみ及び麦を除いた部分で、もち米がありますが、こちらもほとんど見たことがない状況なので、この統合案で賛成です。

ただ、もみの混入はございます。もみの混入は、もみ摺りの調整不足で入ってしまいます。もみがたくさん入っていると精米機が詰まってしまう可能性があり、どの位の量で詰まるかは検証が必要ですが、生産現場から次の流通現場に橋渡しするとき、等級でお示ししないので、特に、3等の1.7%の部分は確認が必要ではないかと思えます。

○大坪座長 ありがとうございます。毎日精米しておられても、ほとんど麦あるいはもちの混入が見られないということで、もみについてだけ少し数値についてまた検討していただきたいということで、基本的に賛成の御意見でございます。ありがとうございます。

栗原委員、いかがでしょうか。

○栗原委員 全農栗原です。結論から言っても、3区分を統合するというのは進めて良いのではないかと思っております。

それと、ちょっと言いたいことが1つございまして、麦の混入がほとんどなくなったということがいろいろなデータによって示されているのですが、良いことではあるのですが、これはやはりこの麦を米と一緒に生産している生産者。あと農協のカントリーの施設、集荷を高めたということで、コンタミに対する問題意識を、生産現場で非常に高く持ってきたということが、この異種穀粒の混入防止に、要するに努めたということではないかと思っております。

是非、生産現場の努力の賜物であると、こういう形で議論ができるのは、ということをご認識いただければと思っております。ここの14ページでも書いてございますが、丸1つ目の「麦の混入について」ということで、「機械の性能が良くなっている」ということもあるのですが、それに加えて現場の「コンタミ防止の意識」「取組の向上」、そういうものが全国各地でなされたということだと思います。

あともう一つ、認識をいただきたいのは、やはり機械の性能が良くなっているということは、生産現場でコストをかけてこういう形になったと、実需の御要望に応じてきたということをご認識いただければと思います。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。基本的に賛成の御意見です。ただ、ここまで良くなってきた、品質の向上、コンタミが減ってきたのは、生産者の方の意識の向上、御努力によるものだということ。機械の性能が良くなったということも、その陰にコストがかかっているのだということをご認識してほしいという御意見であります。ありがとうございます。

それでは郡司委員、いかがでしょうか。

○郡司委員 木徳神糧の郡司でございます。統合案については、先に結論申し上げますと賛成ということなのですが、ただこの1等、2等、3等の0.4%、0.8%、1.7%の数値については少し議論が必要ではないかと考えております。

第1回目でもお話、出ていましたように、麦についてはほとんど、金子委員も仰ったように、年に数度しか出てこないという状況になっております。全くゼロではありませんが、出ている事実はあるということと、やはりもみですね。こちらの混入の方が増えているということと、あといま一つ懸念されているのが、圃場の手入れ等の問題もあるとは思いますが、近年クサネムの実、こちらが非常に増加してきておまして、我々の段階でなかなか取り切れないという状況が続いております。ですので、この統合案の中で、異種穀粒の中で麦もその中に入れた中で、この基準値の中でクサネムですとかもみの混入が非常に増えると、やはり非常に厳しいかなと思っておりますが、見直すということに関しては賛成でございます。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。基本的に3区分を1区分にということには賛成いただきまして、この数値のバランスについて御議論いただきたいということでございますね。

○郡司委員 そうです。

○大坪座長 ありがとうございます。

続きまして齋藤委員、よろしくお願いいたします。

○齋藤委員 私も皆さんと同じで統合規格案の方は賛成いたしたいと思います。あとこのパーセントですが、パーセントもこの程度で特にクサネムの問題はまた別の問題なので、もみと例えば精米ということになっても、もみの場合は今、粳摺機自体が流入、ロールの上にもみが入らなくなると、勝手に循環するように新しい機械、なっているものですから、もみを入れたくても入れられないんですよ。これから新しい機械に当然どんどん変わっていくはずなので、比率も多分、相当下がっていくのではないかと予想します。

ただ、いっぱい出た場合は現場で何をやっているかというのと、検査を通さずに持ち帰って、もう一度きっちりもみを抜いて出しているというのが、ほとんどの現場の実態ではないかなと思います。

今、サンプル検査で例えば500袋のうち42袋抜いて、その中でがばっと入っているものが見られたということになると、毎個検査で全部抜きます。それで、例えば最後のものが10袋、もみが入っていたというのと、検査で3等とかって付けて出すのではなくて、3等を持ち帰って抜いてまた検査受けるようなこと、今までもずっとしていたので、それでその検査以降はもみの入っていないようなお米を出荷するように皆さん心がけていると思うので、そんなに心配はしておりません。ですから、その辺議論していただければと思います。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。基本的に賛成の御意見をいただきまして、バランスにつきましても機械の進歩が一つと、もう一つは持ち帰って再選別することで上がるということの御指摘でございます。ありがとうございます。

それでは高木委員、いかがでございましょうか。

○高木委員 規格の統合についてはまず賛成です。

それから具体的な数値ですが、根拠としている事実がはっきりしていますし、お話を皆さんから聞いていますと、大現場感覚に合っているようにうかがえますので、これも妥当なものだなと思います。

○大坪座長 ありがとうございます。基本的に賛成をいただきまして、数値につきましても現場の実態を踏まえての数値なので、これでよろしいのではないかと御意見をいただきました。ありがとうございます。

続きまして夏目委員、いかがでしょうか。

○夏目委員 私も基本的にこの統合案につきましては賛成をさせていただきます。今回、事務

局が過去の経緯、麦を入れた経緯、それから様々な調査をされたことによって、その裏づけがされているので、3区分を一つにする統合案については、異論はないと私は思います。

ただ、他の委員も少し仰ったように、18ページに出されておりますパーセンテージにつきまして、0.4%、0.8%、1.7%、この数字だけ見ると、緩やかになったと受けとめられかねないような気がいたします。

今回、その水準としては現行規格のもみと麦の合計値により設定してはどうかという御提案でございますが、やはり数字についてこの中で、これまで議論されたことはなかったので、現場サイドの御意見、それから途中の御意見ももう少し議論をして、本当にこの数字で良いのかどうかということを、私は時間をかけた方がよろしいのではないかと考えているところでございます。

○大坪座長 ありがとうございます。統合そのものについては賛成されますが、この数値のバランスについては、もう少し議論が必要ではないかという御意見でございます。ありがとうございました。

最後に横田委員からお願いいたします。

○横田委員 全国稲作経営者会議の横田でございます。私も、他の委員の皆さんがお話ししていたのと同じく、これでよろしいのではないかなと思います。

先ほど栗原委員の方からもお話がありましたが、やっぱり現場が本当に努力して、コンタミや精度の高い調製をしていこうという努力が出ているのだと思いますので、その結果、こういったことができるということだろうと思いますし、前回のときにも、胴割のときとかにもお話ししましたが、やっぱり現場が努力、もっとこういうふうにしていこうという意欲みたいなものですね。よりこういう規格の中からメッセージとして発信できるようになっていくことが望ましいと思います。

これ、特に着色、この後着色の話もあると思うのですが、やっぱり現場が努力しても限界みたいなものもありますが、もみが混入するってやっぱり調製不足だと思いますので、そこをしっかりと調製しようとか、精米が入ってしまうとかというのも、やっぱりそれは作業場の問題だろうと思いますので、そういったものをなるべくなくしていこうという努力をして、努力すれば何とかなるものだろうと思いますので、こういった形で統合していくのは、良いことではないかと感じます。

以上です。

○大坪座長 あと、バランスについてはいかがでしょうか。

○横田委員 バランスについては、私はこれ、これでも良いのではないかと思います。先ほど夏目委員からちょっと甘くなるようなという話もあって、確かにそれもぱっと見ると増えたようにも見えるかなという感じはしますが、実際この数字って、何というか、これで本当に等級落ちするって、実際にはそんなに多くないのではないかと思いますので、これ合計した数値というのも理由はこれまでの経緯、これまでの数値を足し合わせていますので、ちょっとその辺の説明が必要かもしれませんが、この数値でも良いのではないかなと私は感じています。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは全委員から御意見をいただきまして、基本的に賛成ということは、皆さんの合意がいただけたと思いますので、ありがとうございました。

あと一部、数字のバランスにつきまして御懸念がある委員もいらっしゃいますので、ちょっと事務局の方からこの辺について御説明をいただけますでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。今、それぞれの委員から伺った中で、数名の委員からこの統合規格案につきまして、金子委員、郡司委員、夏目委員から、基準が緩過ぎるのではないかという御意見をいただいたように思います。

私ども、先ほど御説明をいたしました中で、調査を行った中で、もみについて格落ちをするのが約9割ということで、麦はなかった。それ以外が約1割あったということでございます。そういうことからすれば、もみで格落ちをされた生産者の方が、その他で、例えば精米が入っていたり、金子委員からはほとんどないという御意見でございましたが、むしろもみを混入した生産現場からは、例えばもみだけの規格に設定してしまいますと、厳しくなるということになるわけですね。ですので、そのバランスをどうとるかということを考えましたときに、もみだけの水準では現在よりも厳しくなるということでございますので、それに現行最低限度で今決まっている麦、これをプラスして、少しもみ以外も入っているということではございますので、それに配慮をした案を出させていただいたということでございます。

あとは1等、2等、3等ということで考えてまいりますと、今、御意見をいただいたのは特に3等のところなのかなと思いますが、現在、農産物検査の中で1等になるのが8割、その他はほぼ2等でございますので、そういう意味ではかなり3等になるのは少ないということではございますが、一定の考え方の中で、生産側に過度に厳しくならないように、また緩くなり過ぎないように、現在のその水準を踏襲するような形で、効果的な時代の変遷に応じた規格統合を行っていけないかということを考えているということでございます。

事務局からは以上でございます。

○大坪座長 ありがとうございます。

それでは、先ほどちょっとバランスについて御意見いただきました金子委員から少し、今の御説明に対していかがでしょうか。

○金子委員 大変難しい話ですが、私からすると、1等の0.4%だけを見た時に緩和した、というような印象を与えてしまうと懸念しております。私なりに考えると、2等、3等は、今の御説明を伺い、それで良いと思いますが、緩和をした印象を受けるようであれば、現状の0.3%でより厳しくなったという形の方が良いのかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○大坪座長 それでは、今度、生産の立場から、齋藤委員、いかがでしょうか。

○齋藤委員 これを0.3%にすると、非常に厳しくなってしまうと思います。今までは例えばカルトンにとった1,000粒で、3粒まではまずセーフだと。それに精米が2粒ありました。これも1等米です。今度、0.4%ということになると、これ2等になるということになりますので、これを0.3%にするということはもみだけであればいいですが、精米がもし1粒でも入れば、さらに今までよりもきつい格付になるということで、できればこの0.4%というのも、本来であれば、もっと緩和しても良いのではないかと私は思います。

○大坪座長 金子委員の御意見は0.3%にしてはという御意見で、それに対して齋藤委員は0.4%だと、精米がもし1粒、2粒入ったときに、これは格落ちになってしまうということで、それはむしろ逆に厳しくなるのではないかという反論でございます。

いかがでしょうか、その辺は。他の御意見を、委員さんはいかがでしょう。どなたでも結構ですが。

事務局の方から何かございますか、補足説明。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。そういう意味では、先ほど齋藤委員が仰ったことと同じようなことを私は申し上げるのかもしれませんが、現行規格の中でもみ0.3%、麦0.1%、その他0.3%となっておりますので、1等になるのはもみが0.3%以内、そしてもみ及び麦を除いたその他のところが0.3%であれば1等になるということになってまいります。つまり、もみともみ及び麦を除いたものを合わせて0.6まで、さらに麦であれば麦も、ないということであれですが、あれば0.1%も踏まえて0.7%まで現在、この3種類のものを、仮に上限近くまで入っていたらという前提ではございますが、そういう水準まで認められているというものでございます。

それが今度の規格案でございますと、もみが0.3%プラス、もみ及び麦を除いたものというのが、もみが0.3%入っていれば0.1%しか入ってはいけないということになりますので、これ

は今、齋藤委員が仰ったことと同じことを申し上げるのかもしれませんが、厳しくなるという捉え方を仰る委員はかなりいらっしゃると理解をしております。

そういう両方の考え方がある中で、バランスをとりながら、また現行の基準と遜色ないような形で設定をさせていただける案なのではないかと思っているところでございます。

○大坪座長 ありがとうございます。実際、1等、2等が大部分であり、1等が8割を占めていて、その中の0.4%という数字は0.3%にあと0.1%を加えただけですので、どちらかというところむしろ厳しいのかもしれないというような、事務局からの御説明であります。この辺のバランスについて、ほかにまだ御意見おありでしょうか。いかがでしょうか。

例えば夏目委員はいかがでしょう。

○夏目委員 齋藤委員の御説明を聞いて、ああ、そうなのかなとは思ったのですが、これまでもお話が出てきましたように、さまざまな機械の進化とか、それからもちろん生産者、それから精米のところもそうですが、非常に努力をされて現状の数値でずっとやってきたというお話を承りました。

そういった努力をされてきた方たちが、ぱっと見たときに数値が緩やかになったときに、そのままのモチベーション、保っていつてくれるのかなと余分な心配をしながら少し発言させていただいたのですが。確かに0.3%と0.3%を足して例えば1等では0.6%よりも0.4%に設定したから厳しいでしょうと言われればそうかもしれませんが、でも見た目上は緩やかになったというふうにとられがちではないかとい懸念があります。

○大坪座長 ありがとうございます。それぞれのお立場から御意見を承っているところでございますが、国の検査規格に関する極めて重要な問題でございますので、そういったことを踏まえますと、ここで即決するよりは、もう少し御議論、データなどを踏まえまして、もう一回皆様の御意見を承るということではいかがでしょうか。

今日のところはまず全員が一致いただきました、3項目を1項目に統合すると、ここまでは合意いただきましたので、これは決めさせていただきまして、このバランスにつきましては次回にちょっと延ばさせていただいて、またさらにデータなどを踏まえまして御議論いただくということではいかがでしょうか。この点についてどうしてもということがあれば承りますが。

それでは、栗原委員、どうぞ。

○栗原委員 すみません、全農栗原です。その3つを一つにすることをもう確定するというのは、ちょっとどうかなと思います。要するに結局、先ほど齋藤委員も仰いましたが、生産者からいうと、0.6%とか0.7%までオーケーだったのが0.4%になったということであれば、逆に

厳しくなっているという実態なわけです。これを一つにまとめるのであれば、3つまとめないで、このままでも良いのではないかみたいな議論にもなりかねないので、そこは初めにこの一つにもうまとめてしまうというのも、そこはもう前提だということ而走るというのもどうなのかなと思いました。

生産者サイドとすれば、今の努力で基本麦も入れないようにすることが、要するに当たり前のように受け取られて、こういう規格でがっちゃんこしましようよという話になっていて、そこは我々としても、消費者とかをも見据えて、厳しくなっても、そこはどうか対応できるのではないかという水準だということと言わせてもらったのですが、いやいや、もっと厳しくという話になると、ちょっと話が違ってくるような気もしないでもないかなと思います。

○大坪座長 なるほど。先ほどの生産者の努力を酌んでいただきたいという冒頭の御意見を踏まえたと、この0.4%、0.8%、1.7%ということが譲れる最大限で、ここが崩れるのであるならば、もう3区画を1区画にすること自体、もう一度考えさせてほしいという、極めて重要な御意見でございます。

先ほど事務局の御説明にもありましたように、この数字はかなり両方のバランスをとって決められた数字ですので、これが崩れるとこの統合自体が崩れるという、今の栗原委員の御意見でございます。

統括官、お願いいたします。

○天羽政策統括官 各委員からそれぞれ貴重な御意見をいただきまして、次回、事務局の方からは統合するとしたら、こういう数字のパッケージ案が何種類になるか、2つぐらいかわかりませんが、考えられますねというのをお出しして、もう一度、御議論をいただければと思います。

○大坪座長 バランス自体を何種類か御提示するという統括官の話でございます。よろしいでしょうか。

それでは、今の統括官のお話を受けまして、次回に延ばすということでもあります。基本的には合意をいただいたと私、考えておりますが、栗原委員の点も踏まえまして、数字については1つに決めないで、統括官がお話しになっていましたようにいくつかのケースを事務局の方から御提示いただき、改めて御審議いただくということにさせていただきたいと思います。

いろいろな御意見がいろいろなお立場からあるということ、当然のことと思います。検査の質を維持しながら検査の効率化を進めるということのために、是非、皆様、それぞれの建設的な御意見をいただきたいと思いますので、今回はまとまるように、是非、よろしくお願いた

します。そして事務局の方からもまた御提案をよろしく願います。

それでは、今回は異種穀粒の検討につきましては、概ね御意見いただいたのですが、バランスのところが必要な問題ですので、次回に延ばして、さらに検討を加えるということで、今回は終わりにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは続きまして、フレコンの推奨規格の検討に移りたいと思っております。これにつきまして、委員の皆様、いかがでしょうか。これはもう、お一方ずつ伺うことなしに、任意で結構でございます。御意見のある方、御質問のある方、どうぞ仰っていただければと思います。

梅本委員、どうぞ。

○梅本委員 フレコンについては4割ほど、もう流通に入っているということと、我々現場では生産現場の集約化とかそれから高齢化、これによってこの写真にありますように、30kg袋の積み込み・集荷、この手荷役は非常に大変な作業になっています。まず流通段階では運送屋さんが、もうドライバーがやりたがらない、いなくなる。それから検査の現場、生産者の現場では、やはり同じように紙袋の30kgをいくつも作業するというのは特に人が少ないです。大変な作業になってしまっていて、だから今、物すごい勢いで1トンバッグの普及は進んでいます。

それから、集荷していく中では作業はフォークリフト使うなりして楽なのですが、集約する場所について、非常に今、スペースがなくて困っています。ですから、まずこのフレコンを普及させていくことと、これの規格について、今強度試験で15掛ける15ですか、要するに倉庫の中に重ねていくのに、どうしても4段積まないと集約できない。3段しか積めないとスペースが足りない。その中で国の規格で決まっている打込本数について、背を低くして周りを大きくとると、4段重ねてもぐらつかないという点があるので、まずこの際、要望して欲しいのは、もう一度強度試験について見直していただきたいということと、検査の現場で穀刺しを入れるときに、上に乗って作業したり、口をあけたり閉めたりするところで、どうしても微妙に高さが、今の規格ですと、ちょうど体格と比べると作業が非常に困難だということがあるので、少し背を低くしていくことを考えると、どうしても打込本数の規格に抵触してしまうところがあるので、これの強度試験をお願いしたいということと、まずこのフレコンを規格化して、普及率を上げていっていただくというのは第一に賛成です。

この写真の一番右の下にある緑色の「H」という文字の入った、これ、四角い隔壁というもので、中が2重になってしまっていて、隅々まできれいに入って、それ以外の丸型のフレコンですと、下はその寸法なりなのですが、ちょうど真ん中が、膨らんでしまって、1,100の規格のものを2つ大型トラックに積み込んだ場合に、膨らんだ部分でどうしてもはみ出す。それがこの

写真にある四角いフレコンですと綺麗にトラックの上にちゃんと並ぶということで、実際にいろんなものをもう何年か使っていて、たどり着いたのはその四角い形で、できれば寸法がちょっと規格より低くても、強度的に問題がなければそういった方向を検討していただければありがたいと思っております。

パレットを使う必要もないですし、例えば大型トラックのドライバーも女性でもこれでしたら何ら問題なく作業できますので、フレコンを普及していくのが生産の現場も、流通の段階も一番いい方向だと思います。ただ、申し上げているように、問題は保管場所での格納の状況で、一つ変えていただきたいところがあるということです。

○大坪座長 ありがとうございます。基本的に推奨規格の検討に賛成いただくということですね。ただし、そのフレコンの形、丸型、角型とかありますのでその辺の検討と、寸法の高さですかね、格納スペースの問題ということで御指摘いただきました。ありがとうございます。

ほかにこのフレコン問題で……江渡委員、どうぞ。

○江渡委員 事務局の資料にありますように、まず御意見を伺いたい事項ということで、フレコンの規格を取れんさせることに対するメリットというようなことですが、容量とかサイズ、それから材質等を、これを規格化するということが可能になりますと、先ほど梅本委員の方からもお話ございましたように、物流の合理化といったようなことにも相当寄与をするのではないかと思っておりますので、この規格化を取れんさせていくということに関しては、私は賛成であります。

2つ目にあります、規格化に当たっての位置づけの中で、どのような項目が重要かということですが、仮の話であります、これまでフレコンといいますと、容器包装ではなくて運搬具という位置づけで、農産物規格規程の中でも特に触れられていなかったということですが、これを運搬具から包装容器にするということを前提とすれば、今の紙袋の規格にありますように、後ろの資料にも紙袋について付いていますが、量目ですとか材料、形状、あるいは荷造りといったような項目を規定する必要があるのではないかと思っております。

3つ目のその場合の留意点ということでありますが、フレコンの使用実態、例えば1回限りで終わるものですか、あるいは複数回使用するものといったものがあるわけですが、こういうものについて量目の取り扱いとか、あるいは取れん方法もどのようにしていくかというところは、なかなか難しいところではあるのではないかと思っております。やはりいずれにしても規格化するとなると避けて通れない問題ではないかなと思っております。

それから包装容器となれば、検査現場において、何も事前にチェックをしないものがお米を

入れられて持ってこられても、検査では困るといことがございますので、今の仕組みにありますように、包装の事前確認といったようなものは要るのではないかなと思っておりますので、そういう事前のチェックシステムというものもあわせて検討する必要があるのではないかなと思っております。

○大坪座長 ありがとうございます。基本的に規格化に賛成の御意見でありましたけれども、運搬具からこの包装容器になるということから、量目、材料、荷づくりなどが重要なポイントなのではないかと。それから、留意点といたしまして、1回限りで使うディスポーザブルなものと、反復使用のものとでまた少し違ってくるだろうということと、包装容器としてはやはり事前チェックも必要なのではないかと、こういったコメントをいただきました。ありがとうございました。

フレコンに関しまして、ほかに。

齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 私の方でも今、フレコンはどんどん増えてきております。実態は、丸いものとか、行き先によって、実はわかるように角型と丸型とこう、変えながら使用しているという実態がありますが、最終的に来年からは全面角型に切り替えるということで、理由は3段以上積むと倒れるというのが丸型の、どうしてもバランスとりながらやっていますけれども、なかなか現場で作業が大変だということがありまして、角型に切り替えることにしております。

規格は非常に良いのですが、そのサイズとか量目、規格を決めてそれをまた認証するか何とか、検査、袋検査をするとなりますと、中国から来る袋を我々検査員がどうやって検査するのか。そんな手法もわからないですし、そういう規格袋を作ってもらおうと、今、紙袋でもJISの1、2、3、4ってあって、全部それ認証していますので、それに数円の、認証機関に支払いしております。当然そちらも工場に常駐して製造しているということで、非常にコストがかかっているということです。中国に検査員が常駐して、確認しながら製造するというのであれば良いのですが、国内ではとてもじゃないですが高くて、国内製造のものは我々一般のところは使うことができません。

それと我々はほとんどワンウェイのバッグを使って、反復使用はやっておりません。理由は1つ、反復使用の場合は薬剤による燻蒸が必要です。そういう燻蒸処理なんかの、やはり全農さんみたいに大きいところであればまとめて殺虫剤による燻蒸で再利用できるようにやれるのかもしれないですが、我々一般の者はとても反復使用するような燻蒸作業はできないので、ワンウェイでやっているということで、限りなくコストを下げるために、毎年毎年いろんなとこ

ろから見積もりとりながら、結果はこの、少し高くても角型のほうが倒れづらくて扱いやすいと。そして高さの問題がありますが、角型でも細くて高いものと、広くて低いものがあります。

結論から言うと、幅広の低いものの方が安定性があるって、使っている皆さんが、こっちの方がすごく助かるという意見が出て、通常フレコンをパレットに載っけて3段積みして保管するというので、現場でもどんどん規模が大きくなるものですから、そういうのが今の実態だろうと思いますので、規格袋を作ってもらおうと、多分国産じゃないと無理だと思うので、多分2倍から3倍のコストになりますので、とても承服できかねます。

できればその大きさの規格を作って、統一した規格のもので使うとか、そういう袋検査までなるということになると、コストが非常に高くなりますので、それはもう米代に容器代を足すようなことになっていくのではないかって、大変危惧しております。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。フレコンに段々切り替わりつつあって、その重要性はお認めいただいているわけで、実際にもう使っていっちゃって、角型に切り替えるということ、現場に即したコメントをいただきました。ただ、あまり統一規格にされるとコストの面とか、それぞれ団体さんによって特徴が違うので、その辺を御配慮いただきたいということで、貴重な御意見ありがとうございました。

フレコンの件につきましてはいかがでしょうか。

夏目委員、どうぞ。

○夏目委員 事務局がお示しいただきましたような資料の25ページに載っているように、確かにフレコンに収れんさせていけば作業性・安全性というのは、特に流通関係では向上するんだろうと思いますが、今、齋藤委員が仰ったように、紙袋と同じような規格にすることにはやっぱり非常に課題が大きいというのがよく分かりました。

ですからフレコンの、例えば中国産がどの位の比率を占めているか、分かるかどうか分かりませんが、そういう現状をもう少しお調べになった上で、本当に今のコストを上げないで移行すること、させることができるのかというところを考えていかないと、ただフレコンが良いというだけで話は進められないのだろうと思いました。

ですから規格を考えるときには慎重にしないと、どこまで規格化するかって、私は緩やかなものが良いと思っているのですが、是非、御検討いただくべき項目は多いと思います。

○大坪座長 わかりました。ありがとうございます。いろいろなデータをとって慎重な進行をしてくださいというコメントであります。心してそのようにしていただきたいと思います。

事務局の方からお答えありますか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。さまざまな御意見伺いました。

梅本委員の方からは、これは備蓄のフレコンなどでは、かなりしっかりした規格を設定されているということをごさいますて、御意見ございましたとおり、例えばその強度を担保するために、打ち込み本数が1インチ当たり15掛ける15の打ち込み本数になっていることが求められているとか、そういうことがございます。

それについては、そういう強度が担保できるのであれば、その打ち込み本数によらなくて、例えば材質で担保できるとか、そういうことがあれば、もっと柔軟に設定しても良いのではないかという御意見、あることは伺っております。担当課にも伝えながら、こういう検討されていると思いますが、そういう視点も持っていくべきだと思っております。

あと、江渡委員などから、齋藤委員もそうですが、夏目委員も同じような視点ですが、検査のところですね。包装容器の、同じようにフレコンを設定しましたときに、それが逆にそのコストが高くなってはいけないという御視点だと思います。確かにフレコンでございまして、輸入されているものが大半でございまして。そういうものをどのようにチェックをしていくのかと。一方でチェックをしないと、また強度の悪いものとか倒れやすいものが使われていくということも、取れんにはならないものですから、その辺の兼ね合いということも検討していかなければいけないということだとも思っております。

いずれにいたしましても、多様なフレコンがある中で、各委員から御意見を伺っておりますと、角型が良いとか、そういう共通して御認識をされていらっしゃるような規格というのは、おのずとあるように思いますので、よくよくそこは御意見を伺いながら、またいろんな流通業者も含めて、御見解を聞きながら、規格の整理をしながらやってまいりたいと思っておりますし、従前、紙袋でもそうですが、その他という項目を置きながら、規格の設定をしておりますので、特にこれではなければ使えないというようなものではなく、緩やかな規格ということで考えてまいるのかなと思っております。いずれにしても、よくよく現状を調べた上で、また具体的な規格を設定するとすれば、またお諮りをしてまいりたいと思っております。

○大坪座長 ありがとうございます。この件につきましては、各団体でもいろいろ調査も進めていらっしゃると思っております。また今日、結論出す必要もございませんので、今日いただいた貴重な御意見を踏まえまして、また事務局の方でもいろいろ調査、また御提案をいただければと思います。

横田委員、どうぞ。

○横田委員 大体まとまったところすみません。追加で、今までの議論、私も全くそのとおりだと思っているのですが、本来、この検査規格の中で言うべきことではないのかもしれませんが、フレコンは、どうしても場所をたくさんとるので、高く積みたくなるんですね。先ほども転倒するという話ありましたが、それはやっぱりイコール安全上の問題、非常に大きくてですね、農作業、何でもそれは安全にやらなければいけないのですが、より今までと違う、フレコンを推奨して、フレコンに切り替わっていったという時代、もし規格にするのであれば、位置づけられたから、よりフレコンに推進していこうとすると、転倒して、それが怪我につながるのか、災害につながるということになると非常に危険なので、そのあたりも少し配慮が必要なのかな。

当然、生産者が気をつけなければいけないし、労働災害の規定でもいろいろあるわけですが、新しくそういうものを位置づけるときには、そういう視点も入ってこないといけないのかなと感じました。

○大坪座長 ありがとうございます。効率化、コストダウンだけではなくて、生産者の方も、あとは流通段階の方も安全ということを十分配慮して規格を作っていくということが必要だという御意見をいただきました。ありがとうございます。是非、その辺も事務局の方で含んで御検討いただければと思います。

それでは、フレコンの推奨規格の検討につきましては、今まで皆様からいただいた貴重な御意見、現場の実態を踏まえまして、また事務局の方から新たに進めてまいりますので、また各団体様の調査結果なども、是非いただきたく、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、次の問題は、検討事項は着色粒・胴割粒の検討についてでございます。先ほど事務局から御説明いただきました内容につきまして、これも任意で結構です。どなたでも結構ですので、御意見、コメント、御質問、いかがでしょうか。

荻島委員、お願いします。

○荻島委員 事務局の方からさまざまなデータをお出しいただいたところですが、先般の取りまとめではこれからも穀粒判別器のデータ等をベースに、いろいろなデータを積み上げて、引き続き検討していくという方向だったと思います。それはそれとして極めて大事なことです。先ほど来、お話があるようなそもそも論を、みんなで、なぜこの規格があるのかというのを共有した上での議論というのも、これまた重要な話だと思っております。

そういった意味で、胴割粒についていえば、なぜ胴割粒が困るのかといえば、やっぱり精米

にする段階で割れて砕粒なり、糠なりになってしまうというところが問題ということです。もちろんどのくらいこういうものが発生するかというデータを積み上げていくというのも生産面からは重要なことなのですが、では、どの位砕粒が精米に入っているのかというような議論も、今後、水準を詰めていく段階では必要になってくるのではないかと思います。

例えば、精米の規格というのは農産物検査規格の中にもございますし、あるいは業界団体の公正取引規約に基づくガイドラインなんかにもございますが、その中にも必ず砕粒の混入限度というものは含まれているわけでございますので、そういったものも参考に見ながら、今後、議論をしていく必要があるのではないかなと思うところです。

○大坪座長 ありがとうございます。今、事務局はいかがでしょうか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。今の御意見、まさにそういう視点も含めて検討していくということになるかと思います。御提案をさせていただいております調査をしっかりとさせていただきながら、胴割粒、これが実需側におかれまして、どのような影響が出るのか。今、仰ったような砕粒が発生しますし、精米歩留まりも低下をしておりますので、そのあたりの影響について、よくよく調査をしてみたいと思っております。

また、その結果についてこの検討会の場でもお示しをさせていただきながら、仰った砕粒の影響とかを踏まえながら、設定するとすればどの位の水準が良いのかと。これはまた穀粒判別器のデータも踏まえてということ、前回いただいておりますので、その辺をあわせながら御議論をいただきたいということかと思っております。

○大坪座長 ありがとうございます。この件につきまして、ほかに委員様から御意見、コメント、御質問等、いかがでしょうか。

郡司委員、どうぞ。

○郡司委員 着色粒・胴割の規格ですが、今後、令和2年産で穀粒判別器のデータを活用しながら、いろいろと検討が必要になってくると思うのですが、先ほど生産者段階でのいろんなもみ混ですとかもち混の技術が向上したということありますように、流通段階でも非常に着色ですとか砕粒の除去をするという部分では非常に技術が近年向上してきておりますので、その部分、こういったコストの負担を、どの段階でしていくかというところで、その最終の、やはり精米基準というものを消費者の方に理解していただくために、農産物の検査の取り決めをですね、規格にリンクさせていただければと考えております。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。検査規格とそれから精米の基準との連携ですよね。リ

ンクが必要だということですね。ありがとうございます。

他に御意見、いかがでしょうか。

栗原委員、どうぞ。

○栗原委員 すいません、全農栗原です。着色粒の関係ですが、長期的に見てこの表でいくと、東北とかがどんどん造えている傾向、最近は減っていますが、カメムシの発生面積が造えてきているという、19年から比べるとというのが赤で囲われていますが、やっぱりそれは温暖化とかそういうのが影響しているのかなと思います。

それと、やっぱりそうはいつでも、格付理由として、やっているのはそんなに変わらないということ。逆に横ばいになっているということは、2等格付、やっぱりこの生産現場で抜いていると、あらゆるところで。防除も含めて、畦畔の刈り取りとか、そういうのも含めて、生産現場で努力をしている賜物なのではないかということで認識させていただいています。

そういった意味合いで、前回の検討会でもお話しましたが、生産現場が非常に高齢化とか、農地集積が大分進んでいるという中で、やっぱり管理が非常に厳しくなっているというのが実態なんです。そういうことも含めて、また生産から流通まで見た中で、被害粒の除去をどの段階でどの程度行うのが適当なのか検討できるように、まずはこの検査、12月から調査されるんですよ。

○上原米麦流通加工対策室長 設計がまとまった段階からですね。

○栗原委員 しっかりと調査いただければと思っております。そこは本当にお願ひしたいなど。流通の部分と消費者の部分と、やっぱりその生産現場が、先ほども言ったように努力を、ずっとやってもやっぱり限界があるということもあるので、そこら辺も加味しながら、やっぱり規格というか、そういうのは変えていくと、しなやかにというのが重要なのかなと思います。

あと胴割粒の関係ですが、現行を基本とするのが適当なのではないかなとは思っています。この胴割粒の割合の低減は非常に重要ですが、先ほど言ったとおり、経営規模が拡大しているとか、いろいろ生産現場がどんどん変わっている。定期買い取りが非常に難しいケースもどんどんできてきているという中で、やっぱり実態に合った規格にしていくのが基本ですが、それをもっと厳しくやっていくというのはちょっといかがなものかなという認識を持っています。

やっぱり発生割合が高いケースにおいて、どういう要因でなったのか等をしっかりと調べていただきたい。現在の規格が現場の実態と合っているのかどうか。また胴割粒混入の基準を明確にすることが本当に適当なのかどうかというのを、しっかりと協議いただきたいと思っています。

あともう一つ、穀粒判別器が活用できるようになるということですが、導入コストも生産現場にかかるということを確認いただくのと、普及にやっぱり時間がかかるなと思っています。現在行っている簡易精米による胴割の確認ですが、それと判別機との相関、どの様になるのかというのも確認させていただきたいのと、検査手法における位置づけ、どうしていくのかと。簡易精米と、穀粒判別器の関係、どういう位置づけでやっていくのかというのも今後整理いただければと思っております。

以上です。

○大坪座長 ありがとうございます。実態に合った規格の変更も必要ですが、またそれに係る生産者の努力などもしっかり見ていただきたいということですね。それで、穀粒判別器の普及にもお金がかかるので、穀粒判別器の結果と、それから今行われている簡易精米との相関などについても、調査していただければありがたいという御要望でございます。

お答えされますか。

○上原米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。そういう意味では43ページに掲載をさせていただきました調査、この中で先ほどの砕粒の影響も調べてまいりますし、また生産者側の努力、これも調査をしてまいりたいと思っておりますので、生産、それから実需、そして消費者の御意見、総合的に調べてまいりたいと考えております。

それからあと、穀粒判別器のところがございました。今回、穀粒判別器も使うことができるということで、使おうと思っただけの登録検査機関について、来年度から穀粒判別器使えるようにしてまいりたいということで考えてございます。そのデータ、これは任意のもとで協力をいただきながら、フィードバックを私どもにもしていただいて、それを基に、具体的に被害粒の中にどれぐらいの胴割粒が入っているのかとか、そういうデータも収集をしてまいりたいと思っております。

精米の検査のときに判断が難しい場合にとう精をして、実際割れるかどうかも見、判別を最終的にされるという検査現場の現状がございます。穀粒判別器について、この精度を今年の8月まで検証してまいったところでございますが、やはり境界領域については、これは目視を使っていくということでございますので、そういう微妙なところはやはり目視を使わなければいけない。そういうことだと思っておりますが、それ以外の、自信を持って低い数字で機械が判定できた、境界領域よりもかなり低い数字で判別をされているものはその機械のデータを使っていただく。そういうことが可能だと考えております。

機械についてもどんどん技術の向上があると思っておりますので、今は、境界領域は目視というこ

とではございますが、それについても技術が進歩すればまた精度を検証していくということになるのではないかと考えております。

○大坪座長 ありがとうございます

ほかに御意見、コメント、金子委員、お願いします。

○金子委員 先ほど異種穀粒のところでも少し話しましたが、着色も胴割も基準を強化というのではなく、基準が緩やかな形になってしまうことによって、翌年、生産者が作ったものが選ばれなくなってしまいます。そうなっては絶対いけないなというのが根底にあります。

様々な産地では、独自に厳しい基準を設けるなど、いろいろな努力をされ、取り組まれているところもあります。基準を緩めることによって、結果、農家の収入が少なくなってしまうということは絶対避けたいと思っています。

先ほどの異種穀粒でも、私は、0.3%にこだわるつもりはないので、その部分はお伝えしておきたかったところです。例えば、消費者から「着色粒が入っている」と言われ、それが2回、3回目も同じ様に入っていたら、選ばれなくなってしまいます。そこが一番恐れているところなので、それを踏まえた上で数値を決めていただければありがたいと思っています。

○大坪座長 ありがとうございます。生産者と実需者が、それぞれ共存・共栄でいきたいと思います。ありがとうございます。

ほかに御意見いかがでしょうか。

それではこの件につきましては、引き続き今までいただいた御意見をもとに、事務局の方でも検討いただくということにさせていただきます。

最後に、今日、異種穀粒の検討、フレコンの検討、それから着色粒・胴割について御議論いただいたわけですが、それ以外にも何か御意見がございましたら、委員の皆様から承りたいのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今日の御議論を踏まえまして、異種穀粒につきましては、概ね合意をいただいたところではありますが、1等、2等、3等の数字のバランスですね。これについてはまだ一致できませんでしたので、それぞれのいろいろなデータなり、お立場なりを踏まえての御意見は貴重な御意見ですので、また事務局の方から次回、今回の御提案も含めまして複数御提示して、委員の皆様にご議論いただきたいということになっております。よろしく願いいたします。

フレコンにつきましても各団体で今調査していらっしゃるということを伺っておりますし、今日いただいた現場の実態を踏まえた貴重な御意見を基に、事務局の方でもまたさらに調査を進めていただきたいと思います。作業性、効率化、スペース、いろんな点でフレコンを進めて

いかなければいけないわけですが、安全性にも配慮が必要だという御意見もいただきました。いろんな形でデータを積み重ねていただいて、次回の御議論に続けていただければと思います。

また着色粒・胴割粒につきましても、精米基準とのリンクが必要だという御意見。それから、穀粒判別器なども含めてしっかりデータを加えて調査をしっかりやっていただきたいということですね。それから要因の解明なども含めて御検討いただければということをお願いしましたので、その辺の御議論を踏まえてまた次回、引き続き御議論いただきたいと思います。

この第1回のときに統括官が仰いましたように、この検査、農産物検査は国民にとって大事なお米の検査規格、基準になるわけですね。しかも取引の基準にもなるわけですので、その重要性につきましては皆様、論をまたないところだと思います。そして検査の効率化を図り、しかしながらその中で検査の質を担保するというので、この委員会も開かれております。

そうした中で具体的な問題になりますと、いろいろな委員の皆様がそれぞれのお立場から現場に即して、実態に即して貴重な御意見はいただきますので、大変ありがたいことだと思います。それを踏まえて事務局が、今回も御説明しましたように、しっかりしたデータをとっていただいていますので、さらに今回の御意見を踏まえて、次回また新たにデータと提案をさせていただきますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

事務局の方へ進行をお返しいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○検穀物課課長補佐 ありがとうございます。

次回の日程につきましては、追って事務局から御連絡させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

午後4時48分 閉会